

令和4年度

定期監査結果報告書

鈴鹿市監査委員

令和5年1月

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	共通事項	3
	個別事項	6
	総務部	6
	総務課，人事課，管財課，契約検査課，納税課，市民税課，資産税課	
	環境部	7
	環境政策課，廃棄物対策課，開発整備課，環境施設課，クリーンセンター	
	子ども政策部	8
	子ども政策課，子ども育成課，子ども家庭支援課	
	幼稚園（子ども育成課）	8
	産業振興部	8
	産業政策課，地域資源活用課，農林水産課，耕地課	
	教育委員会事務局	9
	教育総務課，教育政策課，学校教育課，教育指導課，教育支援課	
	教育委員会	
	小学校，中学校	10
	公平委員会	11
	選挙管理委員会事務局	11
	監査委員事務局	11
	農業委員会事務局	11

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財務監査

鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施。

3 監査の対象

総務部，環境部，子ども政策部，産業振興部，教育委員会事務局，公平委員会，選挙管理委員会事務局，監査委員事務局，農業委員会事務局

幼稚園：旭が丘，稲生

小学校：牧田，清和，愛宕，旭が丘，稲生，長太，一ノ宮，箕田，桜島，若松，郡山，合川，井田川，椿，鈴西，庄内

中学校：平田野，鼓ヶ浦，白子，大木，鈴峰

4 監査の着眼点（評価項目）

（1）補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され，条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず，漫然と継続しているものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので，縮小廃止が適当と認められるものはないか。

ク 事業規模に関係なく，一律に定額の補助が行われていないか。

（2）委託契約

ア 仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適正に行われているか。

ウ 見積書及び契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適正か。

エ 随意契約による場合，その理由は適正か。

オ 契約変更の場合，その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適正に行われているか。

カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

(3) 財産管理

- ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。
- イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。
- ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適正か。
- エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

(4) 現金預金の取扱い

- ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。
- イ 収納金は適正に保管されているか。私金と混同してないか。
- ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適正に行われているか。
- オ 歳計外現金の取扱いは適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和4年6月3日から令和4年12月13日に実施した。

6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が認められたので、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は、個別事項として掲げた。

また、事務的な処理において共通して注意を促した方がよいと考える事項については、共通事項として掲げた。

共通事項

事務の執行については、安易に前例踏襲によることなく、その都度、業務に関係する法令等と照らし合わせ、常に根拠や事務手順を確認し、組織的なチェック機能を確立することによって、適正な事務処理を遂行されたい。

また、事務的な処理における注意事項については、担当者だけでなく部署全体への周知徹底や、後任担当への確実な引継ぎにより、業務の適切な処理に努められたい。

1 契約事務について

契約事務については、地方自治法、同法施行令、鈴鹿市契約規則及び鈴鹿市物品調達等に係る手続マニュアルに基づいて、公正性、透明性を確保するとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、契約書及び仕様書については、記載されている内容を十分把握しないまま、前例踏襲により作成しているものが見受けられた。契約の適正な履行を確保するうえで大変重要なものであるため、それぞれの業務内容や履行の要件を十分理解、精査し、適正な契約書及び仕様書の作成とともに、これらの内容に沿った適切な執行に努められたい。

(1) 随意契約について

随意契約理由は決裁に記載されてはいるものの、具体性に乏しいものが見受けられた。実績や業務に精通していることを理由とした「入札不適(2号)」を適用しているものが散見されたが、これは、他の相手方の参入の可能性や競争性の確保を考えると、適用の判断は慎重に行うべきであり、特に、継続的に1者随意契約を行っている所属においては、定期的な見直しを図られたい。

なお、やむを得ず随意契約を行う場合は、その妥当性について十分に検討したうえで、鈴鹿市における随意契約の取扱い(ガイドライン)に沿った適正な契約事務に努められたい。

(2) 履行の確認について

契約書及び仕様書に沿った履行がなされているか、要件を十分に理解し適正な履行確認を徹底されたい。

また、鈴鹿市契約規則により履行内容が軽微なもの以外は書面で届出とされているが、報告のないものが見受けられたので適正な事務に努められたい。

なお、提出された業務完了報告書については、起案又は供覧を行い適切な文書管理をされたい。

(3) 提出書類の確認について

契約書及び仕様書で規定されている相手方からの提出書類について、契約時及び業務開始前に確認が行われず不備となっているものが見受けられた。提出書類、確認事

項等の内容を十分に理解，確認し適切な処理に努められたい。

(4) 契約保証金について

契約保証金は，適正な契約の履行を確保するためのものである。免除を前提とした事務処理を安易に行うことなく，免除の決定に当たっては，鈴鹿市契約規則第 27 条第 1 項の適用号数を正確に判断し，根拠を具体的に示されたい。

また，契約保証金の記載が必要とされる契約において，契約保証金の条項がない契約書が見受けられたため，適正な事務に努められたい。

(5) 個人情報の取扱いについて

委託契約において，個人情報を取扱う業務であるが「個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書」又はこれに準ずる報告書の提出がされていないものが見受けられた。個人情報の取扱いには細心の注意が必要であり，適正な事務に努められたい。

2 補助金等の交付について

各種団体等への補助金等交付については，鈴鹿市補助金等交付基準に基づき，補助の必要性や効果を精査し，適正な事務処理に努められたい。

補助金及び助成金の申請並びに実績報告において，内容の確認不足，記載誤りや提出書類に不備があるものが見受けられた。

また，実績報告後に補助金等交付額確定の通知がされていないものが見受けられたので，適正な執行確認及び事務処理に努められたい。

3 団体に対する負担金について

繰越金が多額と思われる団体に対しての負担金や団体に対して定例的に継続している負担金については，団体の事業実績及び繰越額を十分に精査し，定期的に負担金の見直しを図られたい。

4 歳入について

「調定」は，歳入を決定するに当たって法令又は契約に違反していないこと，納入すべき金額等を調査確認し行わなければならない。調定内容等を十分に確認のうえ，調定及び納付書発行の意思決定を行い，適正な歳入処理に努められたい。

また，債権管理においては，債務者との折衝記録及び証拠の保全等が債権回収の際に重要な資料となる。これらを債権管理台帳により適正に管理し，収入確保に向けた一層の取組に努められたい。

5 パートタイム会計年度任用職員関係について

(1) 出勤簿の勤務日数・時間・合計金額・年次有給休暇等の記載誤り及び休暇簿の記載誤りが見受けられたので，適正な事務に努められたい。

(2) 任用通知書の就労時間と勤務実態の関連について、適切に管理されたい。

6 調定票について

編綴誤り、記載漏れ及び保管・管理に不備があるものが見受けられたので、適正な事務に努められたい。

7 備品管理について

備品番号シールが貼付されていないもの及び備品台帳と整合がとれていないものが見受けられた。定期的に備品台帳との突合を行い、適切に管理されたい。

8 郵便切手類受払簿及び消耗品等受払簿について

実残数と受払簿残数の相違及び記載不備が見受けられたので、適正な事務に努められたい。

9 文書事務について

事務事業の執行において、文書事務は、説明責任を果たすための極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、現状においては、決裁本文に意思決定の判断材料となる内容の記載がないもの、処理過程の記録として不備があるものが多い。職員一人ひとりが、鈴鹿市文書管理規程、鈴鹿市公用文に関する規程及び鈴鹿市事務決裁規程に基づいて、適正な事務を遂行することはもちろん、決裁時におけるチェック機能の向上に努められたい。

個別事項

総務部

【総務課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 文書管理事務費の郵便料は、総務課が支払った後、原則各課負担とすべく支出更正を行っている。適正な予算決算のためにも、総務課負担となっている2～3月分郵便料に関しても同様の処理を検討されたい。

【人事課】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

【管財課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 統一的な基準による地方公会計の整備に関する支援業務委託については、打合せ記録もない上、実施結果の記述が項目的で抽象的である。業務結果の評価も難しいことから報告内容の改善を検討されたい。

【契約検査課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 特定業者の都合により履行が見込めない状況に鑑み、複数所属の契約案件をとりまとめ交渉を進めたことにより当該業務の遅延を最小限としたことを評価するが、契約解除や解約の決定は、各所属の専決に属するものであると考えられるから、今後の事案については取扱いを検討されたい。

【納税課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 事務決裁規程上、滞納処分の執行停止の決定は、関係3課を合議することとされているが、規定と異なる取扱いも見受けられるので整理を検討されたい。

【市民税課】

1 指摘事項

- (1) データ処理受託業者から提出されたデータ廃棄証明書について、個人情報取

扱特記事項に定められた項目を満たしていないものが見受けられたので改められたい。

2 所 見 なし

【資産税課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 賦課決定後の固定資産税の更正については、家屋(補充)課税台帳変更伺によって所属長の専決により行われているが、事務決裁規程においては更正通知にとどまる。取扱いの整理を検討されたい。

環境部

【環境政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

【廃棄物対策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 廃棄物減量等推進委託料において押印を省略した請求書には、契約当事者からの提出であるとする真正性に疑問の残るものが散見された。請求者氏名の書換えなど、場合によっては確認方法を記録するなどの方法を検討されたい。

【開発整備課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 御菌 47 号線道路改良工事については、登記上の課題が存在することを認識の上で契約、着工に及んだが後発的な問題も重なり工事を中止し繰越し手続を行った。この際、翌年度に予定していた隣接工区の工事を当該工事と一体化する設計変更を行い施工した。本来、個別に契約手続を行うべきものであると考えられるので今後の工事執行にあたり留意されたい。

【環境施設課】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

【クリーンセンター】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 宿日直業務委託における夜間停電時の対応については、機器の停止が制御盤に表れないケースが見受けられたことから、確認手順のマニュアル化など、危機管理の改善に努められたい。

子ども政策部

【子ども政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 明許繰越しを予定して計上した歳出補正予算について財源の交付決定が翌年度になったため、執行されない繰越明許費が見受けられた。今後の予算計上において留意されたい。

【子ども育成課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 明許繰越しを予定して計上した歳出補正予算について財源の交付決定が翌年度になったため、執行されない繰越明許費が見受けられた。今後の予算計上において留意されたい。

【子ども家庭支援課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 講演会出演及びその動画を編集・配信する業務委託について、規定額以下であることを理由に契約書を省略しているが、成果品を公衆の閲覧に供することやその期間が長期間に及ぶことも考慮し、権利関係を明らかにするべく書面によることを検討されたい。

【幼稚園(子ども育成課)】旭が丘，稲生

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

産業振興部

【産業政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 工場設置奨励金の主たる交付要件である常用被雇用者数については、その確認方法が一定しておらず、また、客観性に疑問の残るものも見受けられる。改

善を検討されたい。

- (2) 事業継続サポート給付金（飲食業及び宿泊業対象分ほか）は、コロナ対策を目的とした正に給付金であり、団体運営費や特定事業の補助を想定した現行補助金交付規則においてはいくつかの点で例外的な取扱いを必要としている。独立した要綱とする自治体も多いので、今後の施行に際しては検討されたい。

【地域資源活用課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 公の施設である観光自動車駐車場を海水浴場駐車場管理運営事業として、指定管理者制度により運営している。海水浴場の不開設にかかわらず、無償にて交通対策を目的とした駐車場業務を行うことについては、その目的と整合しないので今後の運営については検討されたい。

【農林水産課】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

【耕地課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 関係団体の負担金については、その金額の妥当性を検証できるよう、各団体や事業の財政状況を十分把握し、必要に応じて見直し等の対応を検討されたい。

教育委員会事務局

【教育総務課】

1 指摘事項

- (1) 鈴鹿市第2学校給食センター施設設備等賃貸借契約により、同給食センターの土地、建物及び設備機器を調理配送業務受託業者に賃貸しているが、行政財産である土地建物の貸付けについての公法上の根拠が判然としない。調査研究の上、改善されたい。

2 所 見 なし

【教育政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

【学校教育課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 各学校へ配当の後、執行される報償費の原稿作成謝礼は卒業証書の筆耕料として支出されている。名目と実態が整合するよう支出科目を見直すとともに筆耕について一定の基準を設けることについて検討されたい。
- (2) 三重県学校保健会への負担金は、学校の保健衛生、安全面の向上を図ることを目的として支出されているが、同会の中心的事業は各市町から受託する心臓検診となっている。啓発、研修などの負担金が対応する事業と受託業務が同一会計内で実施されており、負担金水準の妥当性が判然としない。財源充当状況を明らかにするなどの提案を検討されたい。

【教育指導課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 小中学校修学旅行の中止に伴うキャンセル料を負担するケースが多く見受けられた。交付金等の補填の有無にかかわらず、旅行約款の研究や保険商品の検討などによりリスク軽減に努められたい。

【教育支援課】

1 指摘事項

- (1) 所管する行政財産を特定団体に使用させるについて、所定の使用許可及び減免の手続きを経ていないものが見受けられた。早急に改められたい。
- (2) 特定建築物等定期点検業務委託において、契約規則に則った手続きがなされていないので改められたい。

2 所 見 なし

教育委員会

【小学校】牧田，清和，愛宕，旭が丘，稲生，長太，一ノ宮，箕田，桜島，若松，郡山，合川，井田川，椿，鈴西，庄内

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 原稿作成謝礼として小中学校に配当される報償費については、実態として卒業証書の筆耕料として支出されている。名目と実態が整合するよう支出科目を見直すとともに筆耕について一定の基準を設けることについて検討されたい。

【中学校】平田野，鼓ヶ浦，白子，大木，鈴峰

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 原稿作成謝礼として小中学校に配当される報償費については、実態として卒業証書の筆耕料として支出されている。名目と実態が整合するよう支出科目を見直すとともに筆耕について一定の基準を設けることについて検討されたい。

公平委員会

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

選挙管理委員会事務局

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

監査委員事務局

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

農業委員会事務局

- 1 指摘事項
 - (1) 農地情報システムサービス業務委託は、事業環境の変化から一部業務の再委託を前提とする契約内容に変わってきている。再委託の必要性を明確にするために、その内容を仕様書等に記載するよう改められたい。
 - (2) 農地台帳印刷及び封筒封入作業委託契約については、見積り合わせによる随意契約に際し、特定資格の保有を条件としているが、業務に対し過度な要求水準であると思われる。今後の条件設定については改められたい。
- 2 所 見 なし